

を避けたものが、全体の約5割であった。

では最後に、議員との関係はどうか。まず、神奈川県から選出されている市会議員の名前を知っているかどうか〈表38〉。

表38—あなたは、神奈川県から選出されている市会議員の名前を知っていますか。

1. 全員の名前を知っている	51<17%>
2. 1人または数人なら知っている	154<52%>
3. 1人も知らない	74<25%>
4. 答えない	17<6%>
計	296<100%>

この問題では、③「1人も知らない」と回答したものが、全体の1/4であった。性別にみると、女性の方がよく知っており、年代別では、年齢が高いほど、知っている人の数が多い。また、居住年数7年未満のものでは、約4割が知らないと回答し3年未満のものでは、これがさらに増えて、約6割という結果であった。それでは、生活環境などについての身近な問題で、親身に、世話をしてもらえそうな議員、または政党関係の人がいるかどうか、いるとすれば、それは何党の人か、つまり住民と議員とのつながりをみてみよう〈表39〉。

①～⑥までの「世話をしてもらえそうな議員がいる」と回答したものが116名で、全体の約4割。逆に、⑧「いない」⑦「わからない」と回答した人は175名で、全体の約6割であった。

「世話をしてもらえそうな議員がいる」と身近な関係のある方に回答したものは、社会、自民、民社、公明、共産の各党の順になっていた。もっとも、⑥「党派はいえないがそういう人はいる」と答えた人が、全体の1割近くもいるので、この順位の数字の確度をあまり高くみることはできない。つぎに⑧「そういう人はいない」と答えたものと⑦「わからない」と答えたものをあわせると約6割にもなる。つまり、議員とあまり関係のない人が過半数はいることになる。

表39—それでは、生活環境などについての身近な問題で親身に、世話をしてもらえそうな議員、または政党関係の人がいますか。いるとすれば、それは何党の人ですか。

1. 自民党	15<5%>
2. 社会党	46<16%>
3. 民社党	12<4%>
4. 公明党	10<3%>
5. 共産党	6<2%>
6. 党派はいえないが、そういう人はいる	27<9%>
7. わからない	72<24%>
8. いない	103<35%>
9. 答えない	5<2%>
計	296<100%>

3— 役所への要求の訴え方

住民と役所を結ぶ、おもなパイプがどれほど利用されているのか。また、役所に、何らかの手段を通じて、生活環境についての不満や要求を訴えたことがあるかどうか〈表40〉。

表40—あなたの生活環境についての不満や要求を、役所に訴えるのに、次のような方法がありますが、あなたは、これらのうち、いずれかを利用したことがありますか。一つだけえらんでください。

1. 「市長への手紙」の用紙、または、ふつうの手紙を出した	20<7%>
2. 陳情または請願を出した	15<5%>
3. 担当の係員に話した	18<6%>
4. 市〈区〉民相談室に話した	7<2%>
5. 役所の街頭〈巡回〉相談で話した	5<2%>
6. 住民集会で、役所の人に話した	14<5%>
7. その他〈訴えた方法を具体的に〉	5<2%>
8. 不満がないから、どれも利用したことはない	34<11%>
9. 不満はあるが、どれも利用したことはない	178<60%>
計	296<100%>

その結果、①～⑦のいずれかの手段を利用したことがある、と回答したものが84名で、全体の約3割。逆に、どれも利用したことがないものは⑧、⑨をあわせた212名で、全体の約7割であった。これは、44年の「横浜市民の生活意識調査」〈参考資料2〉の結果ともほぼ一致した。

利用率についてしてみると、持家に住んでいる人では、利用したことがある、と回答したものが平均より少し多くて、全体の約1/3強になっている。これに対して、居住年数7年未満までのもののあいだでは、利用したことがあるものが約2割で、平均より低い。また、自治会の役員、民生委員、青少年委員、市〈県〉政モニター、PTA役員、団体役員などの役職についている人のあいだでは利用率6割で、平均よりぐっと高くなっている。ここで、要求のためになんらかの手段を利用したことがある人ばかりのA調査の対象者と、有権者から無作為抽出した白幡地区のB調査の対象者とで、役所に対する接近度がどう違うかを比較してみると、表42のような結果になった。日ごろ、市〈区〉役所へ足を運ぶ回数は、B調査対象者では、しばしば役所を訪ねる、というものが1割に満たないのに、A調査対象者では、2割をこえていた。逆に、ほとんど行かないものは、B調査では4割近いのに、A調査では2割程度であった。

表41—〈参考資料2〉

いま、横浜市では市民の声を広くきくために、次の仕事をこなしています。これらのうちであなたが利用されたものを一つだけあげてください。

	〈全 市〉	〈神奈川区〉
1. 市長への手紙	792〈15%〉	68〈18%〉
2. 市〈区〉民相談室	387〈7%〉	22〈6%〉
3. 街頭〈巡回〉相談	66〈1%〉	4〈1%〉
4. 住民集会	122〈2%〉	4〈1%〉
5. 利用したことはない	3,906〈72%〉	280〈72%〉
6. わからない・答えない	143〈3%〉	8〈2%〉
計	5,416〈100%〉	386〈100%〉

注〉 「横浜市民の生活意識調査」から、44年。

また役職についているか、どうかという質問では、B調査では9割の人々がついていないのに、A調査では、7割の人は役職についていないが、残る3割のものは、なんらかの役職〈とくに自治会の役員〉についていた〈表43〉。

これらの点や、A調査の結果などから推察されることは、「利用したことがある」と回答したものの多くは持家で、居住年数も長く、地域にある程度定着した住民層であろう、ということである。そして、そうした人たちの周囲に、⑨「不満はあるが、どれも利用したことはない」と回答した住民が、約6割も存在することがわかった。

それでは、⑨「不満はあるが、どれも利用したことはない」と回答したものは、なぜ、役所に要求をださないのであろうか〈表44〉。

一番多かったのは、③「要求をだしても、どうせすぐには解決しないだろう」と回答した68名で、これが全体の4割近くを占めた。つぎが、⑥「今後、なんらかの方法で要求をだすつもりだ」と⑦「これくらいの不満は、いまの都市生活では、しんぼうすべきだろう」、つまり不満を訴えたい気持ちの人としんぼうしようという人たちが17.5%の同率でならぶ。そして、⑤「自治会・町内会が要求をだすべきだ」という人が13%で、以上4つが、おもな理由となっていた。

ここで注意すべき点は、前問で①～⑦の答えを選んだ人のなかで、この質問にもまた回答したものが10数人いたが、これらの回答は、ほとんどが、⑤「自治会・町内会が要求をだすべきだ」に集中していた。これは、⑤もしくは⑥の、不満を訴えたい気持ちの人たちのグループが、前の質問の①～⑦の手段を利用する潜在的な予備軍であること

を示す例であろう。

表42— 話はわかりますが、あなたは市<区>役所へはよく行かれますか

	<B調査>	<A調査>
1. しばしば行く	22<7%>	54<23%>
2. たまに行く	164<56%>	128<55%>
3. ほとんど行かない	108<37%>	53<22%>
計	296<100%>	235<100%>

表43— それでは、あなたは、次のような役職についておられますか。

<複数回答>

	<B調査>	<A調査>
1. 自治会の役員	13<4%>	46<20%>
2. 民生委員, 青少年指導員, 清掃協力員などの委員	5<2%>	19<8%>
3. 市<区>政モニター	2<1%>	1<—>
4. PTAの役員	12<4%>	16<7%>
5. 文化・宗教・政治的な団体の役員	4<1%>	9<4%>
6. ついていない	268<91%>	165<70%>
計	304<103%>	256<109%>

表44— 不満があるのに、役所に要求を出さないのは、なぜですか。次のなかであなたのお考えにいちばん近いものを、一つだけえらんでください。

1. 要求を出すひまがない	12<7%>
2. 役所にかかわるのは、めんどうだ	4<2%>
3. 要求を出しても、どうせ、すぐには解決しないだろう	68<38%>
4. 誰かがやってくれるのをまつ	9<5%>
5. 自治会・町内会が要求を出すべきだ	23<13%>
6. 今後、なんらかの方法で、要求を出すつもりだ	31<17.5%>
7. これくらいのは不満は、いまの都市生活では、しんぼうすべきだろう	31<17.5%>
計	178<100%>

4— 住民が役所に望むもの

以上、白幡地区に住む住民を対象に、要求の基盤、要求をめぐる住民相互の関係、不満や要求の訴え方、などについてながめてきたが、以下、住民が、役所になにを求めているか、をきいてみよう。

一般的にいて、市<区>役所の職員が、市民<住民>に対してどのような姿勢で仕事をすすめたらよいと思うか、という問題について、住民の考えに近いものを、一つだけえらんでもらった<表45>。

④「市民の要求で、生活環境について当然と考えられる問題は熱意をもって実現するように努力する」と答えた人が102名で一番多く、全体の約1/3あった。つぎが②「市民の要求に対してこれは係がちがうなどといわない」で81名、全体の1/4強であった。このあと、②「できない理

由や問題点をわかりやすく説明する」、①「市民にはやさしい言葉や態度で応待する」がほぼ同率でならんでいる。

この結果を④調査の人たちと比較してみよう。それによると、訴えた「要求」をめぐる、役所の職員と何らかの接触をした経験をもつ人ばかりの、A調査では④、③、②の順位であり、しかも、④を回答するものが半数以上で、これに、③をあわせると、全体の約3/4になっている。したがって、実際に職員と接した住民の感じることは、①、②にあげられたような個々の職員の住民に接する時の言動といったものよりも、職員の仕事に取組む姿勢そのものに意見や注文をもつことが多い、ということであろうか。逆に、B調査の対象の住民は、A調査の対象に比べて役所の職員と接する機会が少ない人が多いが、このような場合には、①、②の外面的な職員の態度の方により関心を感じるものようだ。

それでは次に、住民が、生活環境をよくしていくために、役所と、どのような関係で、問題を解決